愛媛県教育委員会3月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成21年 3 月27日(金)午後 2 時00分 愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 菅原正夫 指導部長 丹下敬治
文化スポーツ部長 中川敬三 教育総務課長 髙岡 亮
生涯学習課長 眞鍋幸一 義務教育課長 福本純一
高校教育課長 竹本公三 人権教育課長 宮﨑 悟
特別支援教育課長 武智一郎 文化振興課長 荒本 司
文化財保護課長 濱田健介 保健スポーツ課長 大杉住子
国民体育大会準備室長 岡田清隆

- 6 会議の概要
- (1) 開 会

委員長 午後2時00分開会を宣する。

(2) 2月定例会会議録の承認

委員長 2月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 報告案件の愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について、議案第24号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について、及び議案第25号教職員の報賞については、それぞれ人事案件であることから、報告及び審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成21年2月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成21年2月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

松岡委員 県立中等教育学校の1期生が卒業したが、6年間を通じた中高一貫教育の成果について質問する。

高校教育課長 県立中等教育学校の中高一貫教育の成果については取りまとめて報告したいと考えており、進路の状況も途中集計ではあるが、国公立大学及び私立大学の難関校といわれている大学にも合格者が出ている旨説明する。

平成20年度県立高等学校卒業生の就職状況及び内定取消し生徒の状況 について

高校教育課長 平成20年度県立高等学校卒業生の就職内定状況、採用内定の取消し件数及び松山市内の事業所の業務停止に伴い、内定取消しとなった生徒の就職状況について報告する。

平成21年度えひめ子どもの体力向上プランについて

保健スポーツ課長 愛媛県子どもの体力向上推進委員会において全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、同推進委員会の検討の結果を踏まえ策定した平成21年度えひめ子どもの体力向上プランについて報告する。

委員長 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果について、本県の中学校2年生の女子の約3割が体育の授業以外にほとんど運動をしていないことについて、どのように考えているのか質問する。

保健スポーツ課長 調査結果を分析した結果、中学校2年生女子は運動をする生徒、運動をしない生徒の二極化の傾向が見られ、運動をしない生徒に学校や地域においてスポーツに親しみを持たせる体制づくりが重要と考えている旨説明する。

委員長 今回策定した平成21年度えひめ子どもの体力向上プランでは、本県の目標を子どもの体力を上昇傾向に転じさせ、昭和60年頃の水準への回復を目指しているが、どういった取組を行うのか質問する。

保健スポーツ課長 すぐに子どもの体力を昭和60年頃の水準へ回復されることは難しいと考えているが、学校や家庭、地域、各種スポーツ団体等に今回策定したこのプランのそれぞれの役割を果たしてもらい、県教委はその取組をフォローアップしながら実効性ある取組とし、その結果、子どもの体力が昭和60年頃の水準に回復することを目指したい旨説明する。

井上委員 朝ごはんを毎日食べることなどの生活習慣を身に付けることは、低学年の頃からの積重ねが大切であり、学校や家庭、地域がそれぞれ連携を図りながら幼児期の頃から取り組んでもらいたい旨、及びえ

ひめ教育月間に実施を予定している子どもの体力向上に向けた気運の醸成とか、家庭や地域への啓発事業をしっかり行ってもらい、子どもの体力向上に向けた取組が図られることを期待している旨意見を述べる。

愛媛国体の開催準備状況について

国民体育大会準備室長 平成21年3月24日に開催された第72回国民体育大会愛媛県準備委員会第4回常任委員会で決定された国体実施予定競技の会場地市町第三次内定分2競技3市町について報告するとともに、国体開催の主会場となる愛媛県総合運動公園改修の基本方針について説明する。

(4) 議事

議案審議

委員長 議案第9号を上程する。

○議案第9号 愛媛県教育基本方針について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育行政を効果的に推進するため、愛媛県教育基本方針を定める原案を説明するとともに、平成21年度教育重点施策について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 学校を視察した時に、「授業の鉄人」の授業を参観したが、 授業のレベルがかなり高いと感じており、「授業の鉄人」のように高い レベルの授業力を持った教員をもっと育成してその者を活用し、授業力 の向上を図ってもらいたい旨意見を述べる。

義務教育課長 「授業の鉄人」を認定する事業は終了したが、文部科学省においては授業力等が優れた者を優秀教員として大臣表彰を行っており、同賞を受賞した者を「授業の鉄人」とあわせて活用し、授業力の向上に努めたい旨説明する。

井上委員 「授業の鉄人」の授業は、生徒を授業に惹きつけ、自分の 専門分野に自信を持って指導に当たっており、このような教員を多く育 てるためにも教員研修の機会の確保に努め、個々の資質能力の向上を図 りながら、人間的魅力のある教員を育ててもらいたい旨意見を述べる。

委員長 学校の管理職には、生徒指導や事務的能力に優れた者よりも 授業力が特に優れた者を任用し、授業力の向上に努めるべきであるとい う意見を聞くが、管理職にはどういった者を任用すべきと考えているか 質問する

義務教育課長 管理職には、生徒指導や事務的能力、授業力に優れ、かつ、教育に対する熱意と情熱を持っている者を任用すべきであり、また、近年は、学校経営力や地域社会と連携を図るコーディネート能力が求められている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

委員長 議事を再開する旨宣する。

委員長 議案第10号を上程する。

〇議案第10号 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等 の規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育委員会事務局及び教育機関の組織を改めるため、 並びに学校保健法等の一部を改正する法律及び統計法が施行されること に伴い、愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則 について原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第11号を上程する。

議案第11号 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に 関する規則等の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教職員の1日当たりの勤務時間が8時間から7時間45分に改められること及び教育機関の管理を指定管理者に行わせることに伴い、教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等を改めるため、愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則等の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第12号を上程する。

議案第12号 愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する等 の規則について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県生涯学習センター、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及びえひめ青少年ふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、関係規則の必要な整備を行うため、愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する等の規則について原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第13号を上程する。

○議案第13号 愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規 則について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、教育職員免許更新制が導入されるため、愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

松岡委員 教育に関し特に顕著な功績のあった者に対する表彰等を受けた者は、免許状更新講習を免除されることとなるが、当該表彰等を受けたことにより更新講習が免除される期間について質問する。

義務教育課長 免許状の有効期間は10年とされており、免許状の有効期間内に表彰等を受けた者は次の更新講習が免除されることとなる旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第14号を上程する。

○議案第14号 愛媛県県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則 について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 学校保健法等の一部を改正する法律及び愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例が施行されること並びに今治南高等学校大島分校等が廃止されることに伴い、愛媛県県立学校教職員設置規則等の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第15号を上程する。

○議案第15号 職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則に ついて

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 宇和島水産高等学校の水産実習船に乗り組む職員に船員日額旅費として支給される航海日当の規定を改めるため、職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第16号を上程する。

〇議案第16号 愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則について 委員長 議案説明を求める。

文化振興課長 愛媛県美術館の分館(萬翠荘)を廃止し、開館時間を変更するとともに、美術品等の特別利用料を徴収するため、愛媛県美術館管理規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第17号を上程する。

議案第17号 愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令 について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育委員会事務局及び教育機関の組織改正により、関係規則が改正及び廃止されることに伴い、愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令について原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第18号を上程する。

議案第18号 愛媛県総合科学博物館処務規程等の一部を改正する等の 訓令について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県生涯学習センター、愛媛県総合科学博物館、愛媛県歴史文化博物館及びえひめ青少年ふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、必要な整備を行うため、愛媛県総合科学博物館処務規程等の一部を改正する等の訓令について原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第19号を上程する。

議案第19号 愛媛県教職員安全衛生管理規程の制定について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育委員会において、県立学校を含めた一元的な安全 衛生管理体制を構築し、教職員の安全と健康管理対策等の充実を図るこ とにより、教職員が安心して働くことができる職場づくりを推進するた め、愛媛県教職員安全衛生管理規程を制定する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第20号を上程する。

議案第20号 愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令につ いて

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領が改正され、平成21年4月1日から特別支援学校幼稚部教育要領が施行されるとともに、高等学校、中等教育学校、特別支援学校小学部・中学部・高等部では学習指導要領の特例に関する告示が施行されることに伴い、所要の措置を講ずるため、愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令について原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第21号を上程する。

議案第21号 愛媛県指定有形文化財の指定及び愛媛県指定天然記念物 の指定の解除について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県文化財保護条例第10条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、愛媛県指定有形文化財を指定するとともに、愛媛県指定天然記念物の指定を解除する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第22号を上程する。

議案第22号 愛媛県指定有形文化財の名称の変更について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県文化財保護条例第10条第1項の規定に基づき指定した愛媛県指定有形文化財「愛媛県立美術館分館郷土美術館(旧萬翠荘)の名称について、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例が施行されることに伴い、同文化財の施設の名称が変更されることから、文化財の名称は、その性格や価値が的確に表され、県民に親しみが持てるものであることが望まれるため、同文化財の名称を「萬翠荘」に変更する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第23号を上程する。

議案第23号 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分 の処分基準に関する要綱の一部を改正する要綱について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 この要綱に定めている教育委員会の許認可等の事務について、公益法人制度改革及び公益信託制度改革による許認可事務の根拠法令の改正に伴う整備、教育機関の管理業務に指定管理者制度を導入すること等により、教育委員会が行う許認可事務が変動したことによる整備、教員免許更新制に係る事務の新設並びに法改正による条ずれ等に伴う規定整備を行うため、許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

松岡委員 公益法人制度改革に伴い、公益法人に関する事務は教育委員会の権限ではなくなったが、今後も公益法人の許認可に関する事務を教育委員会でも行うのか質問する。

教育総務課長 公益法人制度改革に伴い、公益法人に関する事務は知事部局に一元化されたが、既存の公益法人の監督については、法改正後5年間は従前の例により教育委員会が権限を有している旨、及び法人に関する事務を知事部局で一元的に行うことは、人的制約の面からも困難で非合理的あり、教育委員会が指導・監督に関するノウハウを有する法人については知事の権限に属する事務を教育委員会事務局職員が補助執行して行っている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

専決処分の承認

教職員の報賞について

委員長 専決処分について報告を求める。

義務教育課長 死亡した公立中学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開とする旨宣する。

委員長 議案第24号を上程する。

○議案第24号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について 委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 施行令第10条の規定に基づき委員15名を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第25号を上程する。

○議案第25号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続 し勤務成績良好な教職員を報賞する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) 教育長報告

委員長 報告を求める。

愛媛県教員の資質向上審査委員会の結果報告について

義務教育課長 愛媛県教員の資質向上審査委員会の審査結果を基に、

4 名の教員を指導力不足等教員として認定したことについて報告する。

井上委員 学校教育は、教員の資質能力に負うところが大きく、教員に何か問題のある場合は早い機会に問題点を発見し、しっかりとした改善を行い、教員が再び自信を持って子どもと向き合えるよう取り組んでもらいたい旨、及びこの制度の運用に関しては、教員のやる気や意欲を失わさせないよう配慮した運用を行ってもらいたい旨意見を述べる。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午後4時45分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。